

「食品寄附ガイドラインに関する研修会（こども食堂向け）」 質疑応答

質問内容	回答者	回答
不特定多数でなく、利用者を名簿で事前管理して予約受付する場合のガイドラインの適用範囲はどうなりますか。	消費者庁	利用者を名簿管理する場合であっても、多数の方々に食品を提供する場合には、食品衛生法の規定が適用されます。ガイドライン第1章第1「食品衛生法」に記載している内容をご参照ください。
多数の異なる商品を同時に受領する場合、トレーサビリティは全て管理するべきですか。例えば、お菓子製造メーカーが同一賞味期限の菓子5種をランダムに箱詰めした場合、すべての名称の保存が必要ですか。	消費者庁	トレーサビリティについて、複数の食材が含まれる場合、その管理は非常に難しいですが、アレルギー対策の観点から、個々の食材の確認が必要とされており、例えば、菓子の場合、提供する際に容器包装にあるアレルギー表示を確認し、「アレルギーのある方は注意してください」といった形で注意を促せば十分であると考えられます。また、食材の管理を一定程度行うことにより、未然に事故を防ぐことができると想定されます。さらに、トレーサビリティのもうひとつの重要な点は、寄附された食材が転売されることなく確実に最終受益者に提供された記録を残すことです。ひとつひとつの食材を管理することが難しい場合であっても、誰からどのような食品の詰め合わせが寄附されたかを記録するだけで、転売などの不適切な行為を防ぐことができると考えられます。 このように、現場への過度な負担を軽減するため、ガイドラインではトレーサビリティを推奨事項としています。
アレルギー表示はどこまで伝えるべきでしょうか。例えばカレーはルーの中身までだと思いますが、別のルーを使うこともあり、当日に安い食材や寄附が入ることもあって変更が難しくなると思います。	消費者庁	アレルギーに関しては、アレルギーをお持ちの方ご自身が注意を払うことが重要です。一方で、少なくとも、特定原材料の使用有無確認については、こども食堂の利用者へ伝えることが望ましいと考えられます。例えば、カレーの場合、特定原材料である小麦の使用の有無は、食材の段階で確認できます。

質問内容	回答者	回答
<p>こども食堂がこのガイドラインを遵守する場合、それが認定される手続きはありますか。</p>	<p>消費者庁</p>	<p>食品寄附ガイドラインは任意という位置づけです。ただし、本ガイドラインを遵守していることを示すことより、食品を提供する企業やフードバンクから信頼を得やすくなります。本ガイドラインの中では、トレーサビリティ及び衛生管理が特に重要であり、衛生管理は必要事項とされています。したがって、任意のガイドラインではあるもの、これらを遵守し、国が示したガイドラインに沿って対応していることを自ら表明することにより、信頼性が大きく向上するとともに寄附量の増加につながると考えられます。</p>
<p>横流し防止のため、最終受益者に手渡ししている様子の写真も必要でしょうか。</p>	<p>消費者庁</p>	<p>食品寄附ガイドラインでは、写真撮影の必要性まで厳密には求めていません。いつ、どのようなものを受け取り、いつ提供したかの記録があれば、ガイドラインの目的は達成と考えられます。一方で、手渡しの様子の写真を食品寄附者へフィードバックすることは、継続的な寄附につながる可能性もあり、その意義は大きいと考えられます。</p>
<p>こども食堂の予約を受け付ける際に、アレルギー対応をしていないことについて同意確認をし、自己責任で参加いただいておりますが、そういった場合でも事故が起きた場合は、こども食堂側の責任が問われますでしょうか。</p>	<p>消費者庁</p>	<p>アレルギー対応を行っていない場合は、対応していないことを明確に伝える必要があり、ガイドラインもそのように明示しています。対応していないことを明確に示すことで、万が一事故が起きた場合でも、一般的には民事的にこども食堂側の責任が問われることはないとしています。一方でアレルギー対応を行っている場合において、こども食堂側の不手際が原因で事故が発生した場合には、損害賠償責任が生じる可能性があることもガイドラインで整理されています。</p> <p>こども食堂には、法律上、利用者に対するアレルギー表示及び伝達の義務はありませんが、事故の未然防止のため、まずは、アレルギー対応の採否について方針を決め、それに基づいて対応いただければと思います。</p>

質問内容	回答者	回答
<p>万が一に備えてボランティア行事用保険に加入していますが、利用実績はありません。保険を利用する場面・事例を教えてください。</p>	<p>全国子ども食堂支援センター・むすびえ様</p>	<p>今回のテーマは食品ですが、保険は怪我也対象で、子どもが夢中で遊んでいて怪我をした際に「入っていたよかった」という事例があります。もう一つは「ひやっとした」ケースで、食後に女の子が気分不良となり念のため病院へ行き、熱射病ということがわかった事例です。このような場面は緊張した空気になりますが、「保険に入っているから大丈夫だね」と確認できるだけで安心感が違うという声もあります。保険加入は何かあった際の対応を可能にし、運営者・関係者の大きな安心材料になりますので、ぜひ加入を前向きにご検討ください。</p>
<p>子ども食堂を利用されるひとり親家庭の方々へ、様々な支援が受けられることの告知等は行った方が良いでしょうか？また行う場合はどのように接する、話を勧めるのが適切でしょうか。</p>	<p>全国子ども食堂支援センター・むすびえ様</p>	<p>参加者名の記入は可能でも「ひとり親かどうか」は踏み込みづらく、把握自体が難しいことは理解しています。対応は子ども食堂ごとの方針次第で、例えばチラシに「ひとり親家庭向けの支援もあります」と記載して別の入り口を設ける、複数回の参加で把握できた場合に個別支援としてフードパントリーを別で立ち上げる、安心感のためにひとり親向けのフードパントリーを運営する等、場を分けたり支援内容を分ける工夫があります。一方、皆の前で公に告知するのは難しい場面もあるため、個別に話せる場を設けたり、そっにご案内する対応も考えられます。いずれも方針を話し合っで決め、各運営に合った形で進めることが大切です。</p>
<p>参加者の中に、支援が必要な児童がいると判断した場合、どのような対応があるのかご教示ください。</p>	<p>全国子ども食堂支援センター・むすびえ様</p>	<p>地域の民生委員と日常的に連携している事例が多く、つながりがある場合は「気になるご家庭がある」と情報共有し相談するのが最もつながりやすい入口です。民生委員は地域の窓口や支援情報に詳しく、具体的な行政窓口や適切な支援先を案内してくれることが多いため、既にその家庭の状況を把握している場合もあります。まず民生委員に状況を伝え相談するのが良い第一歩です。行政の窓口や仕組みは地域差がありますが、民生委員を通じて相談を始めることで必要な支援につながる可能性が高まります。子ども食堂でも「日頃から民生委員と連携している」事例を多く聞きますので参考にしてください。</p>

質問内容	回答者	回答
<p>こども家庭庁の案内した事業がどの自治体で行われているかどこをみたらわかりますか。また、公布一覧などはありませんか。</p>	<p>こども家庭庁</p>	<p>地域こどもの生活支援強化事業については、交付一覧を公表していません。国の事業名称「地域こどもの生活支援強化事業」を自治体における事業名称としてそのまま使用されていない場合があるため、自治体に直接ご確認ください。</p> <p>こどもの生活・学習支援事業については、令和5年度の実施状況がこども家庭庁のホームページで公開されています（令和5年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況 こども家庭庁）。また「あなたの支え」というプラットフォームでも、自治体を選択して当該事業の実施有無などの情報を確認できます（シングルマザー・シングルファザーの暮らし応援サイト「あなたの支え」）。ぜひ併せてご覧になり、必要な情報をお探しください。</p>
<p>こども家庭庁の支援事業の参加対象として、「生活困窮している子育て家庭」については、基準が設けにくく、交流する中で対象の必要性を判断したり、参加者側からの自己申告で、支援対象としてよいでしょうか。また公的支援につなげる際に、参加者の個人情報の開示は必須になりますか。</p>	<p>こども家庭庁</p>	<p>こどもの生活・学習支援事業は、地域の実情に応じて自治体が基準を設け運用しています。まずはお住まいの自治体の窓口にご相談してください。対応は自治体ごとに異なるため、直接自治体にご確認ください。</p> <p>地域こどもの生活支援強化事業において、公的支援につなげる際には個人情報の開示は必須条件として定められていません。実施主体である自治体で独自の運用がある場合があります。支援対象の基準や手続きの詳細はお住まいの自治体に直接お問い合わせください。自治体ごとのルールや手続きを確認することで、より具体的な対応が可能になります。</p>
<p>ひとり親支援の団体はフードパントリーのみ実施するところが多いのですが、こどもの生活・学習支援事業は、フードパントリーのみ実施の場合も対象となりますか。</p>	<p>こども家庭庁</p>	<p>こどもの生活・学習支援事業は「生活・学習支援」が基本であり、軽食の提供も可能です。</p>